

# 令和2年第2回にかほ市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和2年5月1日第2回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 田 克 浩	次	長 加 藤 淳 子
班 長 兼 副 主 幹	須 田 益 巳	主	査 阿 部 郁 美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
-----	---------	-------	---------

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 之
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐々木 俊 哉	市 民 福 祉 部 長	池 田 昭 一
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 一 樹	消 防 長	加 藤 十 二
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	早 水 和 洋
防 災 課 長	原 田 浩 一	総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔
まちづくり推進課長	佐 藤 喜 仁	商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸
スポーツ振興課長・B&G海洋センター所長	高 橋 寿	市 民 課 長	佐々木 修
学 校 教 育 課 長	菊 地 新 吾		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和2年5月1日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第36号 にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）
- 第5 議案第37号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第6 議案第38号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第7 議案第39号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）
- 第8 議案第40号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）
- 第9 議案第41号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第10 議案第42号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第43号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について
- 第12 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和2年第2回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、議席の指定を行います。会議規則第4条第3項の規定により、議席は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、可能な限りソーシャルディスタンス、いわゆる一定の間隔を確保するため、ただいまの着席のとおり指定したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議席は、ただいま着席のとおり指定することに決定しました。

なお、本日、議案第43号が追加提案されておりますので、本日の日程事項に追加しております。また、本日、この件について9時から議会運営委員会を開催しております。これにより追加議案を新たに配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、6番齋藤進議員、7番森鉄也議員を指名します。

日程第3、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。宮崎信一議会運営委員長。

【議会運営委員長（10番宮崎信一君）登壇】

●議会運営委員長（宮崎信一君） おはようございます。

去る4月24日金曜日及び本日5月1日に議会運営委員会を開催し、本日の臨時会について協議しておりますので、内容を報告いたします。

本日の議案は、配付されているとおり議案第36号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）から議案第43号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について、議案8件です。

なお、議案第42号の令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）については、説明会で説明を受けている事案でございます。

議案第43号の令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）については、国の新型コロナウイルス感染拡大に伴う現金10万円を一律に配る特別定額給付金事業を早期に対応する事案です。

また、それ以外につきましては、法改正への対応、年度末の決算見込みの調整等の報告となっております。

以上のことから、会期は本日1日限りとし、議案を委員会付託せずに本会議において提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行うこととして、議会運営委員会で決定しております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第36号から議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

副市長より発言を求められておりますので、これを許します。副市長。

●副市長（本田雅之君） おはようございます。

若干の時間をお借りしまして、市議会3月定例会の閉会日以降におけます市の新型コロナウイルス感染症に係る対策本部の取り組み状況につきまして、概要を日を追って説明させていただきます。

3月18日の議会閉会后、第3回対策本部会議を開催しまして、学校関係では、部活動やスポ少の4月5日までの活動休止、修学旅行の延期等のほか、公共施設の休館や行事・イベントの慎重開催などについて決定しております。

3月27日、由利本荘保健所管内でA L T2名の感染が確認されましたことから、教育委員会が学校の対応について協議を行いました。由利本荘市と足並みを揃えまして、中学校の始業式と入学式をそれぞれ4月9日と11日に延期することを決定しております。

3月30日の第4回対策本部会議でそのことを報告いたしまして、確認の了承を得ております。

また、にかほ市医師会では、かねてより示しておりました方針に従いまして、個人クリニックと来院者の安全確保のため、休日当番医をしばらく休止するという方針が示されました。

4月1日、第5回対策本部会議を開催しまして、5月6日まで、市主催のイベントを原則中止としたほか、団体主催のイベントの自粛要請を決定しまして、102の自治会等に対しまして、2日付で協力要請の文書を発しております。

4月3日、由利組合総合病院の看護助手の感染が判明しまして、翌4日から15日まで外来休診となりました。市では、病院の休診情報を市のホームページでお知らせしました。また、市内の再来受付機にも注意喚起の張り紙をしたところであります。

4日午後、第6回対策本部会議を開催しまして、市内小中学校とも始業式を16日に、入学式を18日に延期することを決定したほか、3密の回避、それからイベント自粛のお願い等を各施設に掲示したところであります。

7日、国が新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言を7都府県に出したことから、翌8

日の午前9時、特措法に準じまして、にかほ市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところ  
であります。

14日、特措法に基づきます第1回の対策本部会議を開催しました。市内の状況や各施設の対応、市  
民への協力依頼の周知等について協議を行っております。それを受けて、15日付、市広報ですが、  
市民へのメッセージ、それから電解次亜水の配付について記載したピンクの折り込みを入れて周知  
を図ったところでもあります。

16日、特措法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大されました。

翌17日午前9時、第2回の対策本部会議を開催し、公共施設の対応等について協議を行っておりま  
す。その後、秋田県から、一つ目として、市の広報や防災行政無線等での呼びかけ、二つ目として、  
自治会等の集会・宴会の自粛、三つ目として、ハラスメントの防止などの緊急依頼が発出されてお  
ります。また、県の教育委員会からは、学校の臨時休業措置の要請が出されたところでもあります。  
これを受けまして、市の教育委員会では、小中学校を21日から5月6日まで臨時休業するというこ  
とを決定し、17日夕方開催された第3回対策本部会議で了承されております。併せて、ほぼ全ての施設  
につきまして、4月21日から5月10日までの閉鎖・使用不可を決定したところでもあります。21日には、  
改めまして集会等の開催自粛の協力要請文書を102の自治会・町内会等に発出してあります。また、  
防災行政無線での呼びかけも開始いたしました。

23日の第4回対策本部会議では、市の業務継続計画の修正及び確認等について協議を行っておりま  
す。

27日ですが、国の特別定額給付金等の事務を担うため、企画調整部総合政策課内に新型コロナウ  
イルス対策室を設置しております。

28日、第5回対策本部会議におきましては、特別定額給付金事務の見通し、それから市出身の大学  
生等へのアンケートの中間報告等について協議を行いました。また、同日午後からは、民間事業者  
を講師といたしまして、消毒方法の講習会を開催しているところでもあります。

最後になります。4月14日に湯沢保健所管内で県内16例目の感染者が確認されて以降、これまで新  
たな県内での感染報告はありません。市としましては、引き続き対策本部会議を適時適切に開催し、  
情報共有を図りながら、市民の安全・安心の確保、市内経済の安定及び市内での感染防止に強力に  
取り組んでまいります。以上であります。

●議長（佐藤元君） 日程第4、議案第36号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第2号）から日程第11、議案第43号令和  
2年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてまでの議案8件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めましておはようございます。

本日の臨時議会にお足をお運びいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、本日の第2回にかほ市議会臨時会提出議案についての要旨を説明させていただきたいと  
思います。

まず、議案第36号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）についてであります。

令和2年度の組織再編により、にかほ市子ども・子育て会議の担当課を市民福祉部「子育て長寿支援課」から「子育て支援課」に変更することに伴い、所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。また、同条第3項の規定に基づき、本日報告し、承認を求めるものでもあります。

続いて、議案第37号です。にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）です。並びに議案第38号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）であります。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

続いて、議案第39号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）であります。

令和2年3月31日付で専決処分した令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,511万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ148億7,896万円とするものであります。

補正の主な内容は、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なもので、歳入では、交付額の確定により特別交付税2億1,608万9,000円を増額したほか、基金繰入金の減額は事業の完了に伴う財源調整によるものであり、市債についても事業の完了に伴う事業費の確定によるものであります。

また、歳出についても、基金繰入額や市債の確定に伴う財源調整と事業費の確定等によるものであります。

続いて、議案第40号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）であります。

令和2年3月31日付で専決処分した令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）についての承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,811万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ29億4,686万3,000円とするものであります。

補正の内容は、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものであり、歳入では、県支出金の交付額の確定により、保険給付費等交付金の普通交付金4,403万9,000円を減額、特別交付金2,600万8,000円を増額するものであります。

議案第41号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）であります。

令和2年3月31日付で専決処分した令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）についての承認を求めるものであります。

補正の内容は、国民健康保険事業特別会計事業勘定借入金の確定により、歳入において、同繰入金34万4,000円を増額しております。

続いて、議案第42号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,303万7,000円を追加し、総額をそれぞれ148億2,231万6,000円とするものであります。

補正内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う市民生活及び地域経済等への影響に対し緊急対策を講ずるための予算措置を行うもので、歳出において、総務費に新たに新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費を設け、テイクアウト等消費還元事業に係る報償費及び事務費を合わせて3,653万7,000円、飲食等緊急支援給付金4,650万円をそれぞれ追加しております。

続いて、本日追加提案させていただいております議案第43号についてであります。

令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ24億5,012万9,000円を追加し、総額をそれぞれ172億7,244万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金事業について、国の補正予算の成立を受け速やかに事業実施するため、当該事業費の予算措置を追加でお願いするものであります。

歳入では、国庫支出金に特別定額給付金給付事業に係る事務費補助金2,462万9,000円、事業費補助金24億1,550万円を追加しております。

歳出では、総務費に新たに特別定額給付金給付事業費を設け、コールセンター委託料などの事務費を合わせて2,462万9,000円、特別定額給付金24億2,550万円をそれぞれ追加しております。

なお、特別定額給付金については、市独自の子育て支援策として、基準日以降、令和3年3月31日までに生まれた子どもについても単独事業として給付対象に含めることとしております。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議お願いしたいと思います。以上であります。

●議長（佐藤元君） これから担当部長から補足説明を行います。

初めに、議案第36号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 議案第36号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおりでありますので、補足説明はございません。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第37号及び議案第38号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、議案第37号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）について御説明いたします。

なお、説明は資料に基づき行いますが、先にお配りした資料において字句の訂正がありましたので、本日お配りした資料をご覧ください。

議案綴りは6ページからご覧ください。

初めに、今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、にかほ市税条例についても所要の改正を行う必要があるため、専決処分したものです。

主な改正内容については、一つ目といたしまして、未婚のひとり親への寡婦控除の適用等や非課税措置の見直し。二つ目といたしまして、固定資産税の所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応。三つ目といたしまして、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し、紙巻きたばこの本数への換算方法の見直しが行われまして、これに伴い、関係する規定を整備するものであります。

それでは、資料に基づき説明いたします。

議案綴りは6ページ、第1条の3行目から、資料は、個人住民税関係の第24条第1項、第34条の2の改正関係についてです。

この改正は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しを行うものです。婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一つにする子を有する単身者について、控除額30万円を適用するものです。また、現行の寡婦等に対する非課税措置については、前年の合計所得が135万円を越えない場合に寡婦及びひとり親をその対象とするものです。

次に、議案綴り8ページ、下から8行目、資料の方は、附則第8条の改正関係についてです。

この改正は、肉用牛の売却に関して、住民税の特例が令和6年度まで3年間延長するものです。

次に、議案綴り10ページ、下から11行目からでございます。資料は、附則第17条第1項、その下、17条の2第1項及び第2項の改正関係についてです。

この改正は、長期譲渡所得に係る個人の住民の課税について、低未利用地等の譲渡を行った場合、長期譲渡所得の金額から100万円を控除するものです。また、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を令和5年まで3年延長するものです。

次に、資料は次のページをご覧ください。固定資産税関係でございます。また、議案綴りは6ページ、下から4行目でございます、「同条第4項の次に次の1項を加える。」とありますが、その次の行から第54条第5項関係でございます。また、7ページ、上から11行目から74条の3についてでございます。

では、資料にお戻りください。

この改正は、所有者不明土地に係る固定資産税の課題に対応するため、登記簿または補充課税台帳上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現所有者に対し賦課徴収に必要な事項を申告させることができることと、調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合は、事前に使用者に対し通知した上で使用者を所有者とみなして税を課することができることとなります。

最後に、たばこ税関係でございます。

議案綴り7ページ、下から8行目からが第94条第2項についてでございます。

この改正につきましては、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法について規定しており、課税方式の見直しを行ったものでございます。

以上が議案第37号関係についてであります。

続きまして、議案第38号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決

処分の報告及びその承認について（専決第4号）についてであります。

議案綴りは20ページからご覧ください。

今回の改正は、課税限度額の引き上げ及び5割軽減及び2割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の引き上げ等であります。

それでは、お配りした資料をご覧ください。

まず、第2条改正関係では、国保税の課税限度額について、医療分については現行の「61万円」から「63万円」に、支援金分、これは後期高齢者支援金等課税額でありますけれども、現行のままで「19万円」、介護分といたしましては「16万円」から「17万円」に引き上げる改正を行うものです。

次に、第23条改正関係では、5割及び2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定方法の改正を行うもので、これまで5割軽減については、現行の28万円に非保険者数等を乗じて33万円を加えた軽減基準額から、改正後は現行の「28万円」を「28万5,000円」に引き上げるものです。また、2割軽減についても、改正後は現行の「51万円」を「52万円」に引き上げるものです。

また、附則第5項及び第6項につきましては、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の金額から100万円を控除するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第39号について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第39号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の企画調整部関係の主な内容につきまして補足説明いたします。

なお、今回の補正内容といたしましては、事務事業の確定に伴う精算などが主な理由となっております。

補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正であります。

追加として、6款3項水産業費の水産物供給基盤機能保全事業負担金546万6,000円と水産環境整備事業負担金520万円は、いずれも県事業に対する負担金で、年度内完成が困難となったため翌年度へ繰り越すものがございます。

7款1項商工費の廃止石油坑井封鎖事業2,315万9,000円は、調査が年度内に終えることが困難となったため翌年度へ繰り越すものがございます。

次の6ページ、7ページをご覧ください。

第3表の地方債補正でございます。

変更につきましては、対象事業費の確定によりまして6ページ上段の旧青年の家解体事業から7ページの屋内運動施設整備事業までの22件の借り入れ限度額を変更するものがございます。

7ページ下段の廃止につきましては、仁賀保庁舎改修事業で、公共下水道への接続事業で起債を見込んでございましたが、適債性が認められないということで廃止とするものがございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳入の主な補正について御説明いたします。

2款1項1目地方揮発油譲与税259万2,000円の減額と2項1目自動車重量譲与税516万9,000円の増額は、国からの交付額の確定によりましてそれぞれ補正するものです。

12ページをお願いいたします。

9款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金1,714万6,000円は、保育料の無償化に係る国からの交付金であります。

10款1項1目地方交付税2億1,612万4,000円は、特別交付税の交付額が確定したことによりまして、既定予算との差額を増額補正するものです。

13ページの下段になります。

17款1項1目一般寄附金250万円の減額は、ふるさと納税分で350万円の減額、それと鳥海国定公園を美しくする会環境整備協力金100万円の増額分でございます。これで令和元年度のふるさと納税の実績は、1万4,305件、金額にして3億4,651万437円となっております。

14ページをご覧ください。

18款2項1目財政調整基金繰入金2億4,537万5,000円の減額は、歳入歳出の調整により減額するもので、本補正後の財政調整基金の残高は18億8,022万5,000円となります。

その下のみらい創造基金繰入金、地域振興基金繰入金及び自然エネルギーによるまちづくり基金繰入金は、それぞれ充当した事業費の確定によるものでございます。

20款4項6目雑入の風力発電施設整備管理協力金30万円は、一般社団法人このうら市民風力発電、飛地区にありますワタミの風車でございますが、そちらからの協力金でございます。

15ページ、21款1項市債につきましては、第3表、地方債補正で説明したとおり、それぞれ起債事業の変更及び廃止に伴う補正でございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

上段になります。2款1項2目財政管理費の財政調整基金積立金2万6,000円及び9目企画費の地域振興基金積立金4,000円は、基金利子を積み立てるものでございます。

11目交流促進事業費8節報償費2,000万円の減額は、ふるさと納税の返礼品代で、実績に基づき減額するものです。

25節積立金220万円の減額は、歳入の一般寄附金と雑入で説明いたしました内容により、みらい創造基金と自然エネルギーによるまちづくり基金の積立金を補正するものでございます。

なお、ふるさと納税の歳入寄附金で350万円を減額し、歳出の返礼品代で2,000万円を減額しておりますが、これは米の定期便が好評であり、定期便の場合、米が送付された時点での返礼品の請求となることから、返礼品代の支出が先送りされたという形になり、今回歳入歳出の差が出ているということでございます。

企画調整部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、総務部関係の補正内容について御説明いたします。

補正予算書の10ページ下段からご覧ください。

歳入、3款1項1目1節利子割交付金33万円の減、11ページ上段から、4款1項1目1節配当割交付金19万3,000円の増額、5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金154万3,000円の減、その下、6款1項1目1節地方消費税交付金95万8,000円の減額、その下、8款1項1目1節環境性能割交付金146万5,000円の減額、以上につきましては、それぞれ秋田県からの交付額の確定により補正するものであります。

総務部関係につきましては以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） それでは、市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について補足説明いたします。

13ページをご覧ください。

上段です。15款2項2目民生費県補助金4節医療給付費補助金345万1,000円の減額は、福祉医療費補助金分として県補助対象額が確定したことにより減額するものでございます。

次のページ、14ページをご覧ください。

上段です。18款1項1目特別会計繰入金1節国民健康保険事業特別会計事業勘定繰入金76万2,000円の減額は、国保の特定保健指導委託料等の確定に伴う減額でございます。

次に、歳出です。

17ページをご覧ください。

上段です。3款4項2目保健医療費2節扶助費1,060万円の減額は、福祉医療費等の支払額の確定により減額するものでございます。

28節繰出金340万円の減額は、国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金の減額で、特定健康診査の実績により減額するものでございます。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、商工観光部関係の主なものについて補足説明申し上げます。

歳入でございます。

予算綴り12ページをお開きください。

下段、14款2項4目商工費国庫補助金1節商工費補助金1,737万円の減額、及び13ページ上段になります15款2項5目商工費県補助金289万5,000円の減額は、説明欄とともに廃止石油坑井封鎖事業費補助金でございますが、先ほど企画調整部長が5ページで廃止石油坑井封鎖事業の繰越明許補正2,315万9,000円の説明がございましたが、羽州象潟鉱山の封鎖に関する調査事業に関しましては、3月中旬に坑井内の高圧力、それと坑井内の堆積物によりまして調査業務完了につきましては、さらなる期間が必要になるという繰越事象が発生しましたため、国や県との協議の上で、令和元年度に完了予定でありました調査事業のうち未了部分について、国の補助金及び県の補助金について一旦減額するものでございます。

なお、未了分の国・県の補助金に関しましては、令和2年度の6月補正への改めての計上を予定し

ておるところでございます。

続いて歳出でございます。

21ページをお開きください。

一番下になります。10款5項保健体育費2目屋内運動施設管理費15節工事請負費の施設整備工事費290万9,000円の減額は、屋内運動施設建設地の敷地造成工事に伴う請負差金及び精算により減額するものでございます。

商工観光部関係は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、農林水産建設部に関することの補足説明をいたします。

補正予算書は13ページ中段をご覧ください。

歳入です。15款3項6目土木費委託金、道路除雪委託金351万3,000円の減額につきましては、県道の車道及び歩道の除雪業務委託費を実績により補正いたします。

次に、歳出でございます。

補正予算書は19ページ上段をご覧ください。

8款2項5目7節にございます除雪費関係でございますが、賃金の350万円、11節需用費の758万4,000円、13節委託料の3,500万円、それぞれの減額につきましては、今期の除雪業務につきましての残額を補正いたします。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第40号及び議案第41号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 議案第40号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）及び議案第41号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおりでありますので、補足説明はございません。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第42号及び議案第43号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第42号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明申し上げます。

予算書の6ページ及び7ページをご覧くださいと思います。

歳入は、全額を財政調整基金繰入金により措置しているところでございます。

なお、今後、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付された折には、財源振り替えをする予定でございます。

続いて歳出についてであります。

7節報償費から12節委託料までは、にかほ市テイクアウト等消費還元事業の費用となりまして、18節負担金補助及び交付金は、にかほ市飲食店等緊急支援給付金の費用となります。

それでは、二つの事業の概要について御説明いたします。本日お配りの資料の方も参照していただきながらお願いいたします。

資料の方は、初めに2ページ、3ページの方から御説明いたします。

初めに、にかほ市テイクアウト等消費還元事業でございますが、市内のテイクアウト等実施店において、消費者が弁当や惣菜などを購入することで200円につき1個のスタンプ方式のポイントを付与いたします。このポイントが20個、つまり4,000円分たまりますと2,000円分の商工会の商品券と交換するものでございます。これによりまして、ポイントの還元の実施により購買意欲を増進させ、飲食店等への早急な売り上げ確保ができること、また、消費者においては、テイクアウト等により外出自粛などの影響を緩和できること、さらに、商工会商品券を利用することにより、飲食店以外の業種への波及が期待できることが挙げられます。事業期間は、5月15日から3,000万円分の商品券がなくなるまでを予定しております。

なお、商工会商品券の使用につきましては、既存の制度を利用することで、よりスピーディーに対応が可能となること、また、商工会員以外の店舗まで対象を広げた場合、大手大型店へも流出し、市内小規模小売店等に回らない恐れがあることなどから、商工会の商品券としたところでございます。

予算の方でございますが、予算書の7ページの方をご覧くださいと思います。

7節報償費3,000万円は、還元する商工会商品券代でございます。

10節需用費の消耗品費29万2,000円は、店舗等周知用ののぼりポール及びその台、店舗用のスタンプなどの消耗品でございます。印刷製本費は、商品券発送用の封筒印刷。

11節役務費、通信運搬費246万9,000円は、申し込みはがきや商品券送付に係る郵便代。

12節委託料366万3,000円は、チラシ、ポスター、スタンプ台紙、店舗用のステッカー、のぼり、これらの印刷、それから専用ポータルサイトの制作の各委託料でございます。

続きまして、にかほ市飲食店等緊急支援給付金についての事業内容でございます。

資料の方は1ページでございますが、ここで一部資料の方の訂正をさせていただきます。

申請受付日でございますが、4月11日の木曜日となっておりますが、11日の月曜日でございますので、資料の方の——5月、ごめんなさい、「5月11日木曜日」を「月曜日」と訂正させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事業内容でございます。本市の資源の維持、経済の安定と地域活力の保持を目的としまして、5月1日現在で市内に店舗を有し、本社及び本店所在地をにかほ市とする法人、また、5月1日現在でにかほ市に店舗を有する個人事業者で飲食店等を営む事業者を対象に、一事業者30万円を給付するものでございます。交付要件等につきましては、資料の方を御参照いただきたいと思います。

予算につきましては、7ページの下段になりますが、18節負担金補助及び交付金に155店舗分といまして4,650万円を計上してございます。

以上で補正予算第1号の説明を終わります。

続きまして、本日追加提案しております議案第43号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての補足説明をいたします。

予算書の6ページと7ページをご覧くださいと思います。また、本日配付しております定額給付金についての資料の方もご覧ください。

この事業は、昨日成立いたしました国の補正予算に盛り込まれました国民1人10万円を支給する事業の予算となります。

初めに、歳入予算についてでございますが、13款2項1目総務費補助金24億4,012万9,000円は、給付金24億1,550万円と事務費2,462万9,000円の全てを国からの補助金で見込んでおるところでございます。

17款2項1目財政調整基金繰入金1,000万円は、給付金のうち市単独分について見込んでいるものにつきまして、財政調整基金からの繰り入れを見込んでございます。

詳細につきましては、歳出の方で説明させていただきます。

次に、歳出についてでございます。

7ページになります。

1節報酬481万4,000円は、会計年度任用職員10人分で4ヵ月分を見込んでございます。

3節職員手当100万円は、職員の時間外手当でございます。

4節共済費81万1,000円は、会計年度任用職員の社会保険料になります。

8節旅費のうち費用弁償76万5,000円は、会計年度任用職員の通勤手当分、普通旅費5万円は、職員分の普通旅費でございます。

続きまして、10節需用費のうち消耗品76万5,000円は、宛名シール、コピー用紙、プリンタートナー、ファイルなどの事務用の消耗品代で、印刷製本費115万9,000円は、送付用封筒、返信用封筒、広報の掲載、それから周知用チラシなどの印刷代でございます。

11節役務費のうち通信運搬費459万1,000円は、申請書の発送用、また申請書の返信用、振込通知書に係る郵便料でございます。

なお、申請書の発送用は、特定記録郵便としてございます。

広告料は存置としてございますが、広報配布時に対応できなく、早急に市民の方々に周知しなければならないなどの場合など、新聞広告等を利用することも想定し、細節を設けておるところでございます。

手数料163万6,000円は、給付金の振込手数料になります。

続いて、12節委託料749万1,000円のうちコールセンター委託料424万6,000円は、市民からの問い合わせ業務をプレステージ・インターナショナルに委託することとしてございます。

13節使用料及び賃借料209万1,000円は、事務用のコピー機、パソコン、プリンター等のリース料であります。

続いて、18節負担金補助及び交付金24億2,550万円は、4月27日現在の住基登録者2万4,105人分、こちらで24億1,050万円、4月28日以降の異動者分、こちらを50人と見込み、500万円、また、市単独事業といたしまして、4月28日以降、令和3年3月31日までに出生した子どもへも給付を行うものとし、100人分を見込んで1,000万円を計上しているところでございます。これは、国では年度の区切りではなくて、4月27日を基準日としていることから、同じ学年の子どもたちに関しても同じ扱いとしたいと、また、子育て支援の充実という観点から、ぜひ対応したいということで計上しているところでございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、資料でお示ししているとおり、5月15日には申請書を発送し、週明け18日から郵便局の配送、その後、申請書を受け付けし、25日からの週には1回目の振り込みが開始され、その後は申請書受理等の処理ができ次第、順次振り込みを続けていくという予定にしております。

受付期間は、郵便による申請書の受付開始から3ヵ月となっておりますことから、5月18日を開始日とした場合、8月17日までということになります。補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

暫時休憩します。再開を11時5分といたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時05分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第36号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）から議案第41号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）までの議案6件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第36号から議案第41号までの議案6件についての質疑を終わります。

次に、議案第42号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

●1番（齋藤光春君） 先ほど、緊急対策でテイクアウト等の予算処置ということで大変迅速にいただければありがたいと思いますけども、若干御質問させていただきます。

まず、テイクアウトに関してなんですが、例えば、同じところ、テイクアウトやろうとしても、店舗を貸借しているという方たちがそこでやりたいと、自分でテイクアウトをやりたいと言ってもやれない状況のところもあるわけですね。例えば、にかほっとであれば、一斉に閉じられてしまつてると。中ではテイクアウトできないような状況もあるわけですね。そういう人たちには休業補償という形でとられるかとは思いますが、そこでですね、中でできなくても、免許を持ってまして移動販売とかもできるような形の店があったとすれば、そこら辺のところでは移動販売でテイクアウトしたいというときに、そういう許可はおけるものでしょうか。またその対象にはなるものでしょうか。

それから、先ほどテイクアウトのポイント制による商品券という形ありましたけども、ここです

ね、商工会でなければ——に入ってることに限定するということなんですけども、同じ商工会に入っている、前の、プレミアム商品券の登録店でないところもあるわけで、それも対象になるのかということと、それから、商工会に入っていない非会員の方の方たちも、そのテイクアウトでのポイント制による商品券は使えるのかどうかというところで、どのような形をとられるのかということ。

そしてもう一つは、この後、まだこれから検討していくことかもしれませんが、例えば、これが収まった場合、コロナが収まった場合の支援策というのも今後考えていくのかどうかということ。再開する場合の支援策等も考えられた上でのこのような対策も進められているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） まず1点目のテイクアウト等の移動販売関係につきましてですけども、この事業の目的が、現在店舗等でテイクアウト等を実施しているという事業者を、まずは継続して事業支援できるようにということでございますので、新たにということでテイクアウト関連で移動販売を行うということに関しましては、ちょっと事業からそれしていくのかなど、事業目的が逸れるのかなど。ですので、現在、事業存続があって、それを継続していくという目的でございますので、そこら辺に沿った形であれば移動販売でも対象にはなっていくと思います。ケース・バイ・ケースでは、そこは審査の上で判断してまいりたいと思います。また、万が一移動販売でやるとした場合、そこに密が発生するようであれば、これはやはり目的にはそぐわないというような形になるので、そこはやはり避けていかなければいけないのかなというふうに考えております。

それから、商工会の会員でなければ商品券は使われないのかということでございますが、これも先ほど補足説明の中で申し上げましたが、やはりこれからそこを広げるとなると、また事務量がかなり確認作業で増えてまいりますし、既存のやっぱりスキームを使った方が、よりスピーディーに事業展開が早くなるということと、重ねて申し上げますが、やはり大型店舗への集中というようなことを避けたい、できるだけ市内の中小事業者の方に商品券の使用が回るような形をとりたいという趣旨から、商工会の商品券としたところでございます。

それから、今後の事業等を含めた支援策でございますが、まずは現在困っている方々に目を向けて事業展開していくと。まずは第1弾というふうなとらえ方をしております。今後、第2弾、第3弾の中で、これ以外の方々、あるいは市民の中で、先ほど学生等のアンケート等も実施しておりますので、そういった方々にも目を向けて、それなりの支援策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 先ほどの移動に関しましてですけど、同じものを外で売るということは対象になると解釈してよろしいんじゃないかと受け取りましたけど、それでよろしいのかということ。

それから、先ほどありました商工会の会員と非会員のことなんですけども、実はプレミアム商品券の場合は、その換金の場合、金融関係の方を利用してそちらの方から手続の上でお金が返ってく

るような形になって手数料とかあるんですが、今回の商品券に関しては、そういうの一切ないと思うわけなんですけども、そのお金はどのような形の支払っていいですか、手続はどこでやられるのかということをお教えいただけますか。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） テイクアウトの移動的なところ、それから店舗の考え方、ここかと思えますけども、まずは食品衛生法上でテイクアウトが認められるかどうかと、そこが第一になろうかと思えます。その上で、認められておれば、テイクアウトという形の中でとらえて対象事業としてもいいのかと考えております。例えば、通常の飲食店さんの方で弁当をつくって店舗的に並べて選んでいただくような形をとると、やはり食品衛生上のその許可の中でちょっと縛りが出てくるようなお話も伺っておりますので、その辺も含めて確認しながら対応していきたいと考えております。

それから、お金の流れ——商品券関係のお金の流れということでございますが、商品券の方は商工会の方から市の方が一度買い取りをいたしまして、それを市民の方々に配布するということになりますので、その後は商工会さんと商店さんとの関係の中で換金していただくというふうな形になります。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 先ほど移動販売の方、ちょっと私の説明が悪かったようでしたので、資格を持って自分で今販売しているものをそのまま出すという場合は、対象になりますでしょうかということなんで、今の説明だと、それは許可もあるし、大丈夫だと解釈してよろしいかということね。

それと、先ほどテイクアウトの関係なんですけども、いずれ市の方で買い取って、商工会の方で換金をするというような解釈でよろしいのでしょうか。そうすれば、一般の商店でもそれは可能だと、そういうふうなことで解釈はよろしいでしょうか。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 1点目の移動販売を行っている方が同じものをテイクアウトするということの解釈でよろしいのかということをお聞きしたいのと、それから、2点目の商品券に関しましては、あくまでも商工会さんと店舗の方の事業者さんとの関係の中で、現状のスキームの中の事業の中で、商工会さんのスキームの中での事業の扱いとなるように解釈しております。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） すいません。商品券に関してもうちょっとお話をしたいと思いますが、以前、国の政策であったプレミアム商品券、それから通常毎年私どもで補助金を出している商工会の商品券事業、それと今回の商品券と、実は三つ種類ありまして、既存でやっているものが今の対象となる、もともと商工会が発行している商品券が対象と今回なります。それは手数料に関しましては、事業者さんが負担する仕組み。今、既存のものに当てはめるということですので、現在それは商工会が行っている事業だという理解をしていただければと思います。以上です。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。佐々木孝二議員。

●2番(佐々木孝二君) 今回、にかほ市の飲食店等の緊急支援給付金ということで出ましたけども、今回あくまでもまず飲食店、喫茶業という関係の補助金ということなんですけども、そのほかにもやはり困っている商店とか様々あるかと思うんですけども、これ以外に今後、不公平感のないような支援の仕方、市としてやっていく予定はあるのでしょうか。

●議長(佐藤元君) 市長。

●市長(市川雄次君) そのことについては、以前にも申し上げましたように、事務量が多分に煩雑になるということもありますので、一つずつきれいにクリアしていかないと、いろいろな方向で誤解を招くこともあるということもあって、矢継ぎ早には出していく、スピード感を持ってやっていきたいとは思っておりますが、一つずつ組み立てをやっていって、今議員がおっしゃるような不公平感のない支援をしていくよう、次の支援策についても既に検討に入っているというふうに御理解いただきたいと思います。

●議長(佐藤元君) ほかに質疑ありませんか。齋藤進議員。

●6番(齋藤進君) 新型コロナの感染拡大防止の対応について質問をしたいと思います。

不要不急の外出を控えて、3密にならないような状況で、8割、人の接触をできれば避けて、その感染防止に努めてほしいということでもありますけども、実際にかほ市でそのような現状現場が今どこかで発生しているのでしょうかということと、それから……

【「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 暫時休憩。

午前11時19分 休 憩

---

午前11時19分 再 開

●議長(佐藤元君) 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤元君) 質疑なしと認めます。これで議案第42号についての質疑を終わります。

次に、議案第43号令和2年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。質疑ありませんか。齋藤聡議員。

●5番(齋藤聡君) 特別定額給付金制度補助金について、二、三お伺いします。

まず、配付された資料ですが、定額給付金の給付スケジュールの方で、給付金振り込みの1回目ですが、こちらの方、五十日、木曜を外すとなっております、そうしますと25日から29日が予定日と——1回目の予定となっております。これ26日からの変わるのかってということがまず第1点。

それからもう一点は、市の方で迅速に様々な補助政策を行ってくれているわけですが、やはり市民の中、市民の方々の声を聞くと、早めに——できるだけ給付金を早めにいただきたいっておっしゃる方が多く、そういった問い合わせも入っております。そこで、こちらの給付スケジュールの方で、

できるだけ1日でも早く給付していただけるために、封筒納品後の封入作業であったりとか、そういった書類が手元に届くまで、できるだけ迅速に、こちら2万4,105人対象者って書いておりますが、世帯数にすると8,000世帯ほどとは思われますので、こちらの方もできるだけ早く作業の方が進めていただけるかどうかをお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 本日お示ししました給付スケジュールにつきましては、確認作業と、まずミスのないように重々注意をしながら、きっちりした形で作業を進めたいと、案として作成したものでございます。で、この5月1日から18日までの作業がこのような状況で行った場合、最短で19日以降の振り込みまでというふうな流れになっていきます。例えばこの中で、実際の作業といたしまして12日から14日の封入作業がこれよりもうまいったという場合、1日、1日半日縮まるということも当然あることでございます。そうした場合には、最後の方の振込期日が早くなっていくと。また、これはあくまでも申請書の送付による対応ということになりますが、マイナンバーカードを使った電子申請の場合ですと、こういったところはもう少し短縮される形になろうかと思っておりますので、それに関しましても口座振替の方、日にちが短縮なるのではないかというふうに想定しております。

それから、ここには25日からの週ということで記載させていただきましたが、例えば25日から始まったとしても、齋藤議員おっしゃるように五十日ですので、そこは外されるというふうな解釈になります。あくまでも期間という形でとらえていただければありがたいと思います。以上です。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。齋藤議員。

●5番（齋藤聡君） すいません、追加でもう2点ほどお願いします。

こちらの申請書の振り込み、申請書の発送される際に、その中にマイナンバーカードを使ったオンライン申請の仕組み等も、そういったものも説明書もちゃんと封入されるのかどうか。

それからもう一点、現金給付について、原則銀行振込となっておりますが、各自治体でもどうしても無理な人には市役所等での現金給付等を——手渡しでの現金給付等を予定しているところもあるようです。そういったところに対する対処ですね、そちらの方はどのようにされるおつもりなのかをお伺いします。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） まず1点目の申請書の配布時点での資料等につきましては、記載例も含めて、申請の仕方、それから届け出先等、それからオンラインのやり方等も含めて、資料として同封する予定でございます。

また、現金での給付ということでございますが、これは口座を持たない方も当然いらっしゃるかと思いますので、市役所の方の窓口での支払いというふうな——会計窓口での支払いというふうなことを考えておるところでございます。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第43号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第36号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第36号についての討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第37号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第37号についての討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第38号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第38号についての討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第39号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第39号についての討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第40号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

か。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第40号についての討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第40号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第41号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）の専決処分報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第41号についての討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第42号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第42号についての討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第43号についての討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和2年第2回にかほ市議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時34分 閉 会

---